

令和7年12月24日
総務企画局人事部人事課

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の準公金に準じる現金の横領

(1) 職員

財政局 係員（20代）
(事故当時：博多区)

(2) 処分の内容

懲戒免職

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年5月から令和7年6月までの間に、博多区役所文化・体育事業の運営に係る金銭が入金されている預金口座から不正に出金し、並びに出来金した現金の一部を私的に流用し、及び一部を入金する行為を繰り返していたもの。

また、当該職員は、令和7年4月に現所属に異動したにもかかわらず、不正な入出金を行ったこと等が発覚することをおそれて、引継ぎを行わない等の隠ぺい行為を行ったもの。

(4) 関係職員の処分

① 処分の内容

令和5年度及び令和6年度に博多区役所職員文化体育運営協議会の役員であった職員：厳重注意

② 処分事由

役員としての責務を十分に果たさなかつたため。

【問合せ先】

人事課長 吉村、人事第2係長 野口
電話：711-4121（内線1351）